

訪問リハビリテーション 契約書

利用者氏名 :

様

事業者名 : 医療法人社団明日佳 白石明日佳病院 (0110513611)

____様(以下、「利用者」とする)と、医療法人社団明日佳白石明日佳病院(以下、「事業者」とする)は、事業者が利用者に対して提供する訪問リハビリテーションについて、以下の通りに契約を締結する。

第 1 条(契約の目的)

事業者は利用者に対し、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)、その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーションを提供する。

第 2 条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は____年 ____月 ____日から、利用者の要支援または要介護認定の有効期間満了日までとする。
- 2 第 1 項で定める契約期間の満了日以前に利用者が要介護認定区分の変更の認定を受け、要支援または要介護の有効期間満了日が更新された場合は、変更後の要支援または要介護認定の有効期間満了日までとする。

第 3 条(訪問リハビリテーション計画の作成及びその変更)

- 1 事業者は、利用者の病状、日常生活全般の状況及び心身の状況、並びにそれらに対する希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標達成のための具体的サービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成する。
- 2 事業者は計画実施状況の把握を適切に行い、利用者の心身の状況等が変化した場合、利用者及びその家族等が希望する場合等において、その必要性に応じて訪問リハビリテーション計画の内容を変更するものとする。
- 3 事業者が訪問リハビリテーション計画を作成、変更した場合、その内容を利用者及びその家族等に説明し、同意を得るものとする。

第 4 条(訪問リハビリテーションサービスの内容及びその提供並びにその変更)

- 1 事業者が提供する訪問リハビリテーションサービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に示すとおり。
- 2 事業者は、第 3 条によって作成された訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションのサービスを提供する。
- 3 事業者は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)、その他関係法令の改定等を理由にサービスの内容を変更することがある。この場合、利用者及びその家族等に内容を説明し、同意を得るものとする。

第 5 条(協力義務)

利用者は、事業者が訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなくてはならない。

第 6 条(費用)

- 1 事業者の提供する訪問リハビリテーションのサービス利用料は、別紙「重要事項説明書」に示すとおり。
- 2 利用者は、事業者が提供する訪問リハビリテーションのサービスを受けた場合、事業者に対して利用者負担額を支払う。
- 3 利用者負担額の請求や支払いの方法は、別紙「重要事項説明書」に示すとおり。
- 4 事業者は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)及びその他関係法令の改定等を理由に別紙「重要事項説明書」に定める料金等の変更を行う場合、新たな料金等に基づいた別紙「重要事項説明書」を添付した利用サービス変更合意書を交付し、利用者へその内容を説明して合意を得ることとする。

第 7 条(利用者の解除権)

- 1 利用者は事業者に対して、3 日以上の予告期間をもって事業者に通知することで、通知期間の満了をもってこの契約を直ちに解除することができる。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、前項の規定に関わらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解除できる。
 - (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にも関わらず、これを提供しようとししない場合
 - (2) 事業者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

第 8 条(事業者の解除権)

- 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、2 週間以上の予告期間をもって文書等で通知することで、この契約を解除することができる。
 - (1) 利用者が、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - (2) 利用者が、事業者の通常の事業実施範囲外に転居し、事業者においてサービスの提供継続が困難であると判断される場合
 - (3) 利用者が、正当な理由なく第 6 条に定める利用者負担額を支払わず、その滞納期間が 4 ヶ月に及び、催告したにも関わらず 1 ヶ月以内に支払わない場合
 - (4) 利用者が、正当な理由なくサービスの中止を繰り返す等、第 5 条に定める責務を果たさない場合
 - (5) 利用者が、病態の悪化による入院等を理由に 3 ヶ月以上に渡ってサービスの利用ができない状態が明らかになった場合
 - (6) 利用者が、別紙「重要事項説明書」の 13 に定める事項を守らない場合
- 2 事業者が前項によりこの契約を解除する場合には、必要に応じて担当の介護支援専門員、地域包括支援センター及び利用者が住所を有する市町村等に連絡し、解約後も利用者の健康や生命に支障が生じぬよう、必要な措置を講じるよう努める。

第9条(契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合、この契約は終了する。

- (1) 利用者の要介護認定区分が非該当となった場合
- (2) 第2条第1項及び第2項に定める契約期間が満了した場合
- (3) 第3条第3項に定める訪問リハビリテーション計画やその変更において、利用者及びその家族等の同意が得られない場合
- (4) 第4条第4項に定める訪問リハビリテーションのサービス変更において、利用者及びその家族等の同意が得られない場合
- (5) 第6条第4項に定める料金等の変更において、利用者及びその家族等の同意が得られない場合
- (6) 第7条第1項及び第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (7) 第8条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (8) 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
- (9) 利用者が死亡した場合

第10条(契約の変更)

- 1 本契約の条項は、当事者全員の書面による同意によってのみ変更されるものとする。
- 2 本契約の条項の一部を変更する場合においては、変更箇所を明らかにした覚書を作成し、これの成立をもって契約の変更とする。
- 3 本契約の条項の大部分若しくはすべてを変更する場合においては、変更の反映された新たな契約書(以下、「新契約書」とする)を作成し、これの成立をもって契約の変更とする。
- 4 前項に定める契約の変更において、新契約書が成立した場合、本契約は当該新契約書の成立をもって効力を失うものとする。

第 11 条(守秘義務)

- 1 事業者及び事業者に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等の秘密及び個人情報について、締結している契約の有無に関わらず、正当な理由なく第三者に漏らさない。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族等の秘密及び個人情報を漏らすことが無いよう、必要な処置を講じる。
- 3 事業者は、利用者及びその家族等の個人情報について、利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員、地域包括支援センター、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者との連絡調整に必要な場合に限り、必要最小限の範囲で使用する。
- 4 第 1 項の規定に関わらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律 124 号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わない。

第 12 条(緊急時の対応)

事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、利用者の容態に急変が生じた場合は、速やかに主治医、居宅介護支援事業所等の関係機関及び利用者の家族等と適切な連絡を取り、必要な措置を迅速に講じる。

第 13 条(事故発生時の対応)

事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、事故が発生した場合は、速やかに主治医、居宅介護支援事業所等の関係機関及び利用者の家族等と適切に連絡を取り、必要な措置を迅速に講じる。

第 14 条(賠償責任)

- 1 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償する。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではない。
- 2 第 1 項の場合において、利用者及びその家族等の重過失によって当該事由が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額される。

第 15 条(連携)

- 1 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 事業者は、提供するサービスを通所系サービスや訪問系サービスへ移行する場合、他サービスとの円滑な連携を行うために、利用者の心身状況等を記載した情報提供書を作成し、提出する。

第 16 条(相談・苦情対応)

- 1 利用者及びその家族等は、提供されたサービスに苦情がある場合は、別紙「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。
- 2 事業者は、提供したサービスについて利用者又はその家族からの苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努める。
- 3 事業者は、利用者及びその家族等の苦情申し立てに対し、これを理由としていかなる不利益な扱いも行わない。

第 17 条(サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 1 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から 5 年間保存する。
- 2 利用者及びその家族等は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができる。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとする。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意の上、居宅介護支援事業者等へ第 1 項の記録の写しを交付できる。

第 18 条(本契約に定めない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 本契約に定めのない事項について、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)及びその他関係法令の定めるところを遵守し、利用者及び事業者の協議により定める。

第 19 条(裁判管轄)

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者居住地を管轄とする裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意する。

前記契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者の双方が署名
(記名・押印)の上、それぞれが 1 通ずつ保有する。

契約締結日： 年 月 日

【利用者】

私はこの契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住所： _____

氏名： _____

【代理人】

私は利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり署名を行いました。

住所： _____

氏名： _____ 続柄： _____

【事業者】

札幌市白石区東札幌 5 条 5 丁目 2 番 5 号

医療法人社団明日佳 白石明日佳病院

(事業者番号：0110513611)

院長 馬場 雄大

説明者氏名： _____